

# 令和2年7月豪雨の災害により休業している事業主の皆様へ

～休業手当を支払って雇用を維持する場合の助成金のお知らせ～

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
  - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
  - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
  - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
  - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均が、前年同期に比べ10%以上減少していること
  - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと

詳細な内容や、お困りのことがあれば、下記へご相談ください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
島根労働局 助成金相談センター	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 4F	0852-20-7029
ハローワーク松江	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2F	0852-22-8609
ハローワーク松江 隠岐の島出張所	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55	08512-2-0161
ハローワーク松江 安来出張所	〒692-0011 安来市安来町 903-1	0854-22-2545
ハローワーク浜田	〒697-0027 浜田市殿町 21-6	0855-22-8609
ハローワーク浜田 川本出張所	〒696-0001 邑智郡川本町川本 301 - 2	0855-72-0385
ハローワーク出雲	〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59	0853-21-8609
ハローワーク益田	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6	0856-22-8609
ハローワーク雲南	〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2	0854-42-0751
ハローワーク石見大田	〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1	0854-82-8609